

学校教育法
 学校教育法案

第一章 総則

第一條 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校、及び幼稚園とする。

第二條 学校は、國、地方公共団体及び別に法律で定める法人のみが、これを設置することができる。

この法律で、国立学校とは、國、設置する学校を公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、別に法律で定める法人の設置する学校をいう。

第三條 学校を設置しようとする者は、学校の種類に應じ、監督廳の定める設備、編制その他に関する設置基準に従ひ、これを設置しなけれはならない。

第四條 国立学校及びこの法律によつて設置義務を負う者の設置する学校の外、学校（大学の学部又は大学院に於ても同様とする）の設置廢止、設置者の変更その他監督廳の定める事項は、監督廳の認可を受けなければならぬ。

第五條 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負擔する。

第六條 学校においては、授業料を徴収することが出来る。但し、國立又は公立の小学校及び中学校又はこれらに準ずる盲学校、聾学校及び養護学校における義務教育については、これを徴収することが出来ない。

國立又は公立の学校における授業料、及び費用に関する事項は、監督廳がこれを定める。

第七條 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

第八條 校長及び教育の免許状その他資格に関する事項は、監督廳がこれを定める。

第九條 左の各号の一に該当する者は、校長又は教員となることが出来る。

- 一 禁治産者及び準禁治産者
- 二 長期六年の禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 長期六年未満の懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることのないに至らない者
- 四 前條の免許状取上げの処分を受け、二年を経過しない者
- 五 昭和三十一年勅令第百六十三号による教職不適格者
- 六 性行不良と認めらるる者

第十條 私立学校は、校長を定め、監督廳に届け出なければならぬ。

第十一條 校長及び教員は、教育上必要があるとき、監督廳の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない。

第十二條 学校においては、学生、生徒、児童及び幼児並びに職員、健康増進を図るため、身体検査を行い、及び適當な衛生養護の施設を設けなければならぬ。

身体検査及び衛生養護の施設に関する事項は、監督廳がこれを定める。

第十三條 左の各号の一に該当する場合には、監督廳は、学校、閉鎖を命ずることができる。

- 一 法令の規定に故意に違反したとき、(モロモロ)
- 二 法令の規定により、監督廳のなした命令に違反したとき、
- 三 六箇月以上授業を行わなかったとき、(モロモロ)

第十四條 学校が設備、授業その他の事項について、法令の規定又は監督廳の定める規程に違反したときは、監督廳は、その変更を命ずることができる。

第十五條 ^{私立}学校は、毎会計年度の開始前までに收支予算を定め、これを、又、毎会計年度の終了後二箇月以内に收支決算を監督廳に届け出なければならぬ。
收支予算に重大な変更を加えようとするときも、また同様とする。

第十六條

子女を使用する者は、その使用によつて、子女が、義務教育を受けることを妨げてはならない。(保護者の使用する場合)

第二章 小學校

第十七條 小學校は、心身の発達に應じて、初等普通教育を施すことを目的とする。

第十八條 小學校における教育については、前條の目的を實現するため、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一 学校内外の社会生活の経験に基き、人間相互の關係について、正しく理解し、協同及び自律の精神を養うこと。

二 郷土及び國家の現状と傳統について、正しい理解に導き、進んで國際協調の精神を養うこと。

三 日常生活に必要な衣、食、住、産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

四 日常生活に必要な國語を、正しく理解し、使用する能力を養うこと。

五 日常生活に必要な数量的な關係を、正しく理解し、処理する能力を養うこと。

六 日常生活における自然現象を科学的に觀察し、処理する能力を養うこと。

七 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること。

八 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文藝等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

第十九條 小學校の修業年限は、六年とする。

第二十條 小學校の教科に関する事項は、第十七條及び第十八條の規定に従い、監督廳がこれを定める。

第二十一條 小學校においては、監督廳の檢定若しくは認可を経た教科用図書又は監督廳において著作権を有する教科用図書を使用しなければならない。(をそそぎま)

前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものば、これを使用することができる。(よめ師)

第二十二條 保護者(子女に対して親権を行う者、親権を行う者の

なるときは、後見人又は後見人の職務を行つる者といふ。以下同じ。一は、子女の満六才に達した日の翌日以後における最初の学年初日から、満十二才に達した日の属する学年の終りまで、これを小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校に就学させる義務を負ふ。

前項の義務履行の督促その他義務に関し必要な事項は監督廳がこれを定める。

第三十條 前條の規定によつて保護者が就学させなればならない子女（以下学齡児童と稱する。）で、病弱、發育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認めらるる者の保護者に対しては、市町村立小学校の管理機關は、監督廳の定める規程により、教育に關し都道府縣の区域を管轄する監督廳（以下都道府縣監督廳と稱する。）の認可を受けて、前條第一項に規定する義務を猶予又は免除することができる。

第三十一條 第三十條の規定により、小学校設置の義務を免除された区域内の学齡児童の保護者は、第三十條第一項に規定する義務を免除されたものとする。

第三十二條 経済的理由によつて、就学困難と認めらるる学齡児童の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を與えなければならぬ。

第三十三條 市町村立小学校の管理機關は、傳染病にかかり、若しくはその虞のある児童又は性行不良であつて他の児童の教養に妨げがあると認めらるる児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることが出来る。

第三十四條 学齡に達しない子女は、これを小学校に入学させることが出来ない。

第三十五條 小学校には、校長、教諭及び事務職員を置かなければならぬ。但し、特別の事情のあるときは、事務職員を置かないことが出来る。

小学校には、前項の外、助教諭その他必要な職員を置くことが出来る。

校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

教諭は児童の教育を掌る。

養護教諭は児童の養護を掌る。

事務職員は、事務に従事する。

助教諭は、教諭の職務を助ける。

第三十九條 市町村は、その議会の議決を経て、その区域内にある

学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置し得る。

（注）

第三十條 町村が、前條の規定によることを不可能又は不適

当と認めるときは、市町村学校組合又は町村学校組合を設け

ることが出来る。

第三十一條 町村が、前二條の規定によることを不可能又は不適

当と認めるときは、その議会の議決を経て、小学校の設置に代

学齢児童の全部又は一部の教育事務を、他の市町村、市町村

学校組合又は町村学校組合に委託することが出来る。

第三十二條 町村が、前二條の規定による負担に堪えなると都道府県

監督廳が認めるときは、都道府県は、その議会の議決を経て、その町

村に対して、必要の補助を與へなければならない。

第三十三條 都道府県監督廳は、市町村、市町村学校組合又は

町村学校組合の一部について、第三十一條の不可能又は不適当と

認める事情があるが、同條及び前條の規定によることができ

ないとき認めるときは、その市町村、市町村学校組合又は町村

学校組合に、その一部に関し、小学校設置の義務を免除す

ることが出来る。

第三十四條 公立又は私立の小学校は、都道府県監督廳の所

管に属する。

（注）

（監督廳）

第三章 中學校

第三十五條 中學校は、小學校における教育の基礎の上に、心身の発達に應じて、中等普通教育を施すことを目的とする。

第三十六條 中學校における教育については、前條の目的を實現するため、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならぬ。

- 一 小學校における教育の目標を充分に達成して、國家及び社会の形成者として必要の資質を養ふこと。
- 二 社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に應じて将来の進路を選択する能力を養ふこと。

三 学校内外における社会的活動を促進し、その感情を正しく導き、公正な判断力を養ふこと。

第三十七條 中學校の修業年限は、三年とする。

第三十八條 中學校の教科に関する事項は、

第三十五條及び第三十六條の規定に従い、監査官廳がこれを定める。

第三十九條 保護者は、子女が小學校の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初日から、満十五才に達した日の属する学年の終りまで、これを、中學校又は盲學校、聾學校若しくは養護學校に就学させる義務を負う。

前項の規定によつて保護者が就学させ
なけりばならぬ子女は、これを学齢生
徒と認する。

第四十條 第二十一條、第二十二條第三項、

第二十三條から第二十六條まで及び第二
十八條から第三十四條までの規定は、中
学校に、これを準用する。

第四章 高等学校

第四十一條 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に應じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第四十二條 高等学校における教育については、前條の目的を實現するために左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならぬ。

- 一 中学校における教育の成果を、さらに発展拡充させて、國家及び社会の有為な形成者として必要の資質を養ふこと。
- 二 社会において果さなければならぬ使命の自覚に基き、個性に應じて將來の進路を決定させ、一般的教養を高め、専門的技術に習熟させること。
- 三 社会について、廣く深い理解と健全な批判力を養ひ、個性の確立に努めること。

第四十三條 高等学校の学科及び教科に関する事項は、前二條の規定に従ひ、監督廳が、これを定める。

第四十四條 高等学校には、通常の課程の外、夜間において授業を行う課程又は特別の時期及び時間において授業を行う課程を置くことができる。

高等学校には、通常の課程を置かず、又は前項の課程の一部を置くことが出来る。

第四十五條 高等学校は、通信による教育を行うことが出来る。

通信による教育に関する事項は、監督廳が、これを定める。

第四十六條 高等学校の修業年限は、三年とする。但し、特別の技能教育を施す場合及び第四十四條第項の課程を置く場合は、その修業年限は、三年を超えるものとする事が出来る。

第四十七條 高等学校に入学することの出来る者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は監督廳の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第四十八條 高等学校には、専攻科及び別科を置くことが出来る。

高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業

した者又は監督廳の定めるところにより、これと同等以上の学力があるとして認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

高等学校の別科は、前條に規定する入学資格を有する者に対して、以簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第四十九條 高等学校に関する教科用図書、入学、退学、轉学、(その修業の経過)その他必要な事項は、監督廳が、これを定める。

第五十條 高等学校には、校長、教諭及び事務職員を置かなくてはならない。

第五十一條 第二十八條第三項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第三十四條の規定は、高等学校に、これを準用する。

第五章 大学

第五十二條 大学は、學術の中心として、廣く知識を授けつとともに、深く専門の學藝を教授研究し、知的、道德的及び應用的能力を展開せしめることを目的とする。

第五十三條 大学には、數個の学部を置くことを常例とする。但し、特別の必要がある場合には、單一個の学部を置くものも、大学とすることができらる。

第五十四條 大学には、夜間において授業を行う学部を置くことができる。

第五十五條 大学の修業年限は、四年とする。但し、特別の専門事項を教授研究する学部及び前條の学部については、その修業年限は、四年を超えざるものとする。ことができる。

第五十六條 大学に入学することのできる者は、高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了し、

夜間十年間あるものとする。

た者を含む。又は監督廳の定めるところにより、これと同等以上の学力があることを認められた者とする。

第五十七條 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

大学の専攻科は、大学を卒業した者又は監督廳の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精采(せいさい)な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

大学の別科は、前條に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第五十八條 大学には学長、教授、助教授、助手及び事務職員を置かなければならない。

大学には、前項の外、必要な職員を置くことができる。

学長は、校務を掌り、所屬職員を統督する。

教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

助教授は、教授の職務を助ける。

助手は、教授及び助教授の職務を助ける。

第五十九條 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。

教授会の組織には、助教授その他の職員を加えることができる。

第六十條 大学の設置の認可に関しては、監督廳は、大学設置委員会に諮問しなければならない。

大学設置委員会に関する事項は、命令でこれを定める。

第六十一條 大学には、研究所その他の研究施設を附置することができる。

第六十二條 大学には、大学院を置くことができる。

第六十三條 大学に四年以上在学し、一定の試験を受け、これに合格した者は、学士と称することができる。

学士に関する事項は、監督廳がこれを定める。

第六十四條 公立又は私立の大学は、文部大臣の所轄とする。

第六十五條 大学院は、學術の^{進歩}及び應用を教授研究し、その

參與を究めて、文化の進展に參與することを目的とする。

第六十六條 大学院には、數個の研究科を置くことを常例とする。但し、

特別の必要がある場合においては、單に一個の研究科を置くものを

大学院とすることができる。

第六十七條 大学院に入学することのできる者は、第五十七條第三項に規定する者とする。

第六十八條 大学院に置く大学は、監督廳が定めるところにより、

博士その他の^(学位)學位を授與することができる。^(博士は博士)

博士その他の學位に関する事項を定めるについては、監督廳は

大學設置委員会に諮問しなければならない。

第六十九條 大学においては、^(必要)必要の施設を設けることができる。

公開講座に關し必要な事項は、監督廳がこれを定める。

第七十條 第二十八條第六項及び第四十五條の規定は、大学に

これも準用する。

第六章 特殊教育

第七十條 盲学校、聾学校又は養護学校は、夫々盲者、聾者又は精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、併せてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十一條 盲学校、聾学校及び養護学校には、小学部及び幼稚部を置くなければならない。但し、特別の必要がある場合においては、その一のみを置くことができる。盲学校、聾学校及び養護学校には、幼稚部及び高等部を置くことができる。

第七十三條 盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の教科及び教科用図書、高等部の学科、教科及び教科用図書又は幼稚部の保育内容は、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園に準じて、監督廳が、これを定める。

第七十四條 都道府県は、その議会の議決を経て、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒の中、盲者、聾者又は精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある者を就学せしむるに必要なる盲学校、聾学校又は養護学校を設置しなければならない。

第七十五條 小学校、中学校及び高等学校には、左の各号の一に該当する児童及び生徒のために、特殊学級を置くことができる。

- 一 性格異常者
- 二 精神薄弱者
- 三 聾者及び難聴者

第七章 幼稚園

第七十七條 幼稚園は、幼児を保育し、適當な環境を與え、その心身の発達を助長する一を目的とする。

第七十八條 幼稚園は、前條の目的を實現するため、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一 健康、安全、幸福な生活のため、必要の日常の習慣を養ひ、身体諸機能の調和的発達を図ること。

二 園内において、集團生活を經驗させ、喜んでこれに参加する態度と協同及び自律の精神の芽生えを養ふこと。

三 身近の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養ふこと。

四 言語の使い方を正しく尊ぶ、童話、絵本等に対する興味を養ふこと。

五 音楽、遊戯、絵画等の他の方法により、創作的表現に対する興味を養ふこと。

第七十九條 幼稚園の保育内容に関する事項は、前三條の規定に従ひ、監督廳が、これをも定める。

第八十條 幼稚園に入園することのできる者は、満三才から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第八十一條 幼稚園には、園長及び教諭を置かなければならない。

幼稚園には、前項の外、必要の職員を置くこととする。

園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

放論は、幼児の保育を掌る。

第八十二條 第三十四條の規定は、幼稚園に
これと準用する。

第八章 雜則

第八十三條 第一條に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行つものは、これを各種学校とする。

各種学校は、第一條に掲げる学校の名称を用いてはならない。第四條から第七條まで、第九條から第十一條まで、第十三條、第十四條、~~第十三條~~第三十四條及び~~第十三條~~第三十八條の規定は、各種学校に、これを準用する。

前項の外、各種学校に關し必要な事項は、監督廳が、これを定める。

第八十四條 都道府縣監督廳において、学校又は各種学校以外のものが各種学校の教育を行うものと認めたるときは、その旨を關係者に通告して、前條の規定によらざることができる。

第八十五條 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に關する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他

公共のために、利用させることができる。

第八十二條 町村制を施行してない地域においては、この法律における町村及び町村学校組合に關する規定は、その地域におけるこれに準すべきものに、これを適用する。

前項の地域において、この法律により難い事項があるときは、都道府縣監督廳は、特別の処分をすることができらる。

第八十七條 この法律における市には、東京都の正を含むものとする。

第八十八條 この法律に規定するものの外、この法律施行のため必要な事項は、監督廳が、これを定める。

第九章 罰則

第九十條 第八十三條第三項において準用する場合を含むの規定による閉鎖命令に違反した者は、これを六箇月以下の懲役若しくは禁錮又は一万円以下の罰金に処する。

第九十一條 第九十條の規定に違反した者は、これを三千元以下の罰金に処する。

第九十二條 第九十一條第一項又は第九十九條第一項の規定による義務履行の督促を受け、なお履行しない者は、これを一千元以下の罰金に処する。

第九十三條 第八十三條第二項の規定に違反した者は、これを五千元以下の罰金に処する。

附則

第九十三條 この法律は昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、第三十二條第一項及び第三十九條第一項に規定する盲学校、聾学校及び養護学校における就学義務並びに第七十四條に規定するこれらの学校の設置義務に関する部分の施行期日は、勅令でこれを定める。

第九十四條

左に掲げる法律及び勅令は、これを廃止する。

公立学校職員年功加俸國庫補助法

現役國民学校職員俸給費國庫補助法

現役青年学校職員俸給費國庫補助法

青年学校教育費國庫補助法

國民学校令

青年学校令

中等学校令

師範教育令

專門学校令

高等学校令

大学令

盲学校及聾啞学校令

幼稚園令

私立学校令

教員免許令

学位令

第九十五條 義務教育費國庫負担法の一部を次のように改正する。

第一條 公立ノ小学校及中学校、義務教育ニ従事ス

ル職員（勅令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク）ノ俸給、特別加俸、

死亡賜金及勅令ヲ以テ定ムル旅費、為都道府縣ニ於テ

要スル經費ノ半額ハ國庫ニ於テ之ヲ負擔ス

第二條中北海道地方費及府縣主都道府縣に改める。

第九十六條 第三十九條第一項に規定する保護者の義務は、昭和二十二年度におり又は、子女の満十三才に達した日の属する学年の終りまでとする。

当分の間、昭和三十三年三月三十一日降における、第三十九條第一項に規定する保護者の義務に關しては、勅令で、これを定める。

第九十七條 この法律施行の際、現に存する従前の規定による國民学校、國民学校に類する各種学校及び國民学校に準ずる各種学校並びに幼稚園は、夫々これをこの法律によつて設置された小学校及び幼稚園とみなす。

第九十八條 この法律施行の際、現に存する従前の規定（國民学校令を除く。）による学校は、従前の規定による学校として存続することができる。
前項に規定する学校は、文部大臣の定めるところにより、従前の規定による他の学校となることができる。

前二項の規定による学校に關し、必要な事項は、文部大臣が、これを定める。

第九十九條 前條に規定する学校に係る教員免許狀の効力、授與その他に關しては、第九十四條の規定にかかわらず、文部大臣の定めるものの外、なお従前の例による。

第五條 従前の規定による学校が第一條に掲げる学校になつた場合における在学者に關し必要な事項は、文部大臣の定めるところによる。

第六條 従前の規定による学校の卒業者の資格に關し必要な事項は、文部大臣の定めるところによる。

第七條 第三條の別に法律で定める法人とは、当分の間、農業会その他これに準ずる公共団体又は民法による財団法人とする。但し、盲学校、聾学校、養護学校若しくは幼稚園又はこの法律施行の際、現に存する従前の規定による学校で、民法による財団法人でないもの又はその設置者が民法による財団法人でないもの設置者は、当分の間、民法による財団法人であることを要しない。

第八條 小学校及び中学校には、第二十八條の規定（第四十條に於て準用する場合を含む。）にかかわらず、当分の間、養護教諭は、これを置かないことができる。

第九條 市町村は、第三十一條の規定（第四十條に於て準用する場合を含む。）にかかわらず、当分の間、学齡児童及び学齡生徒の全部又は一部の教育事務を、國、都道府縣又は私立学校を経営する法人若しくは私人に委託することができる。

私立学校に於ては、前項の規定により委託を受けた義務教育については、授業料を徴収することができない。

第五十五條 中学校は、当分の間、尋常小学校卒業者及び國民
民学校初等科修了者に対して、通信による教育を行ふこ
とができる。

前項の教育に關し必要な事項は、文部大臣の定めるところ
による。

第六十六條 第三條、第六條第二項、第八條、第十一條、第十三條第
二項、第二十條、第二十一條第一項、第二十二條第三項、第二十三條、
第三十八條、第四十三條、第四十五條第三項、第四十七條、第四十
八條第三項、第四十九條、第七十三條、第七十九條、第八十五條第
一項及び第九十條の監督廳並びに第四條及び第二十三條に規
定する定をなす権限を有する監督廳は、當分の間、これを
文部大臣とする。但し文部大臣は、その権限を他の監督
廳に委任することができらる。

第六十七條 この法律において、市町村立小学校の管理機關

とは、當分の間、市町村長とし、都道府縣監督廳とは、當
分の間、東京都長官、北海道廳長官又は府縣知事と
する。

第六十八條 従前の學位令による學位は、第九十四條の規定に
かかわらず、第九十八條の規定による大學において、文部大
臣の定めるものの外、なお従前の例により、これを授與す
ることができらる。

